

韓国、2018年税制改正法の施行令を公布

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年2月13日、韓国は2017年12月19日に成立した2018年税制改正法（2018年税制改正法）の具体的な指針を示すために、韓国税法の改正施行令（2018年施行令）を公布しました¹。2018年施行令は法人留保金課税の計算方法を規定しています。また2018年施行令では、外国法人の韓国証券取引所上場株式の譲渡所得に関する課税免除要件の縮小の見直しも撤回されます。

詳細な解説

2018年税制改正法の次の項目は2018年施行令で据え置かれています。

- ▶ 法人税率区分の追加新設
- ▶ 内国法人に対する繰越欠損金(NOL)の利用制限の拡大
- ▶ 企業合併または企業分割の際の非課税条件を満たすための雇用の継続性要件の新設
- ▶ 外国関連当事者の支払利息の控除制限の新設

法人留保金課税(AET)制度の見直し

現行の法人留保金課税(AET)制度²は2017年12月31日に失効しました。2018年の税制改正では留保金制度が見直され、2018年1月1日から2020年12月31日までに開始する事業年度に適用されます。下表は従来の留保金制度と改正後の留保金制度の違いをまとめたものです。

	従来の留保金制度	改正後の留保金制度
課税方式 A	[当該年度の調整課税所得 × 80% - (投資 + 賃金増加 + 配当金等)] × 11%	[当該年度の調整課税所得* × 65% - (投資** + 賃金増加等)] × 22%
課税方式 B	[当該年度の調整課税所得 × 30% - (賃金増加 + 配当金等)] × 11%	[当該年度の調整課税所得 × 15% - (賃金増加等)] × 22%

** 上限は3000億ウォン

*** 土地に対する投資を除く

移転価格文書要件の不履行に対する過料の引き上げ

現行税法の下では、納税者が国際取引情報統合報告書(CRIT)³の提出を怠った場合、あるいは虚偽の情報を提出した場合には、当該納税者には報告書当たり1000万ウォン(9000米ドル)の過料が科せられます。2018年税制改正では、当該過料が報告書当たり3000万ウォン(2万7000米ドル)に引き上げられました。当該改正法は2018年2月13日から移転価格文書要件の不履行に対して適用されます。

ハイブリッド金融商品に対する費用控除の制限の新設⁴

経済協力開発機構の税源浸食と利益移転(BEPS)行動2に関する2015年10月の報告書が勧告するハイブリッド・ミスマッチ・ルール(ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化、ハイブリッド・ミスマッチ・ルール)への取り組みとして、2018年税制改正ではハイブリッド・ミスマッチの取決めに関連して一部費用の損金算入の制限が導入されています。

当該ルール案は(外国法人の韓国支店を含む)内国法人とその外国関連当事者とのクロスボーダーのハイブリッド金融商品取引に適用されます。ハイブリッド金融商品に関連する支払金額の全部または一部が、支払人が損金算入して申告する事業年度の終了後12ヵ月以内に開始する受取人(取引相手)の事業年度の終了までに受取人が所在する税管轄区域⁵で課税されない場合には、当該支払金額のうち課税されていない部分については、当該支払金額が支払われた事業年度で損金算入できなくなります。支払人が支払事業年度に支払金額の課税されていない部分も損金算入している場合には、クローバック条項が適用されます。改正法は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

巻末注

- 2018年1月25日付、Japan tax alert「[韓国、2018年税制改正法を成立](#)」を参照。
- 2014年12月29日付EYグローバルタックスアラート「[韓国の2015年税制改正法が成立\(Korea enacts 2015 tax reform proposals\)](#)」及び2014年8月27日付EYグローバルタックスアラート「[韓国、2015年の税制改正法案を公表\(Korea announces 2015 tax reform proposals\)](#)」を参照。
- 国際取引情報統合報告書はマスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書から成っている。
- ハイブリッド金融商品は、負債の特徴と資本の特徴を併せ持つ金融商品であり、例えば利益参加型社債(participating bonds)のように、ある税務管轄区域では負債として取り扱われる一方で、別の税務管轄区域では資本(株式)として取り扱われる。
- 具体的には、受取人の税管轄区域における配当所得としての支払の特徴を理由に、支払が受取人の課税所得に含まれていない、あるいは受取人の課税所得に含まれる支払が10%未満の場合を指す。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス
パク キヒョン

パートナー
シニアマネージャー

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ki.h.park@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180329

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp